

# 令和8年度（追加）入札参加資格審査申請要項

筑 西 市

1. 受付期間 令和8年2月2日（月）～令和8年2月13日（金）  
(土曜日、日曜日、祝日を除く)

2. 申請方法 『郵送』によるものに限ります。  
封筒には『入札参加資格審査申請書在中』と朱書きで表記し、受付票を送付するための返信用封筒（110円切手を貼付）を必ず同封してください。  
また、2月2日～2月13日の消印があるものを有効とし、それ以降は無効となりますのでご注意ください（無効とした書類は返却できません。）。

3. 宛 先 〒308-8616 茨城県筑西市丙360番地  
筑西市役所 総務部契約検査課まで

4. 申請資格 次のいずれかに該当する場合は、入札参加資格審査申請を受け付けることができません。  
(1)地方自治法施行令第167条の4第1項の規定による入札に係る契約を締結する能力を有しない場合等  
(2)地方自治法施行令第167条の4第2項の規定による筑西市の入札参加制限を受けている場合  
(3)入札参加資格審査申請における重要な事項について虚偽の記載をし、又は重要な事実について記載をしなかつた場合  
(4)国税、県税及び市税を滞納している場合  
(5)営業に関する許可、認可等を必要とする場合に、当該許可等を受けていない場合  
※ 社会保険等（雇用保険、医療保険、厚生年金保険）に未加入の建設業者の方は、入札参加資格審査申請後に行われる建設工事の資格審査を受けることができません。

5. 資格有効期間 令和8年6月1日～令和9年5月31日（1年間）

6. 申請書類

- ・要項及び様式は筑西市ホームページ（特設ページ・事業者向け→入札参加資格申請）からダウンロードできます。
- ・申請業種ごとに別紙「申請書一覧」の①から順番に取りまとめ、ダブルクリップで留めて提出してください。（A4サイズ）ファイルは必要ありません。
- ・申請書類は全てパソコン入力又は黒のボールペンで記入をお願いします。
- ・申請書類に不備があった場合は受理することができませんので、要項をよく確認のうえ提出してください。
- ・本店の商号及び名称、所在地、代表者氏名は、商業登記簿謄本（履歴事項全部証明書又は現在事項全部証明書）（以下、「商業登記簿謄本」）の記載内容によるものとします。ただし、建設工事にあっては、建設業法による許可を受けた営業所の所在地が商業登記簿謄本の記載内容と異なる場合は、支店等（受任者）欄に許可を受けた営業所の所在地を併記してください。

## 7. 業者名簿等地域区分の取扱い

当該申請に基づき作成する業者名簿（格付表を含む）における地域区分（市内・市外・県外）は、事業所の所在地によって区分します。基本は本店の所在地ですが、受任者がいる場合は支店等の所在地になります。

※ 市内の事業所については、事業所の形態（事業用の建物、事務用什器等及び看板・表札等の有無）及び人的配置（事業所に勤務する者の有無）の観点から、事業所の事態に係る調査を実施する場合があります。

8. 問い合わせ先 筑西市役所総務部契約検査課  
TEL 0296-24-2185（内線4238）

(別紙)

## 申 請 書 一 覧

下記の表から、申請業種各列の、◎印が該当するものです。

申 請 項 目	申 請 業 種			記 入 事 項
	建設工事	建設コンサルタント業務	物 品 ・ 役 務	
① 入札参加資格審査表	◎	◎	◎	<p>指定様式（様式その1、様式その2）  ※物品・役務の様式その2はありません。  ・受任者がいる場合は、その所在地により地域区分を行います。</p> <p>※ 建設工事における技術者数、建設コンサルタント業務における有資格者数についても正確に記載してください。</p> <p>※ 建設工事は、社会保険等の加入状況について必ず記入してください。</p> <p>④「経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書」の記載欄「その他の審査事項（社会性等）」中、「雇用保険加入の有無」、「健康保険加入の有無」、「厚生年金保険加入の有無」において、「数値等」の欄に、一つでも“無”的表示があれば、社会保険等に加入していないことになり、建設業者の方は、入札参加資格審査申請後に行われる建設工事の資格審査を受けることができません。（※適用除外の場合は“除外”と表示され、その場合は加入しているものとして取扱います。）</p> <p>ただし、「数値等」の欄に“無”的表示があったとしても、「経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書」の発行後に社会保険等に加入したことを証する書類の提出があれば、資格審査を受けることができます。</p> <p>詳しくは、筑西市ホームページ掲載の「令和8年度（追加）入札参加資格審査申請及び令和8年度（追加）小規模業務（工事・物品・役務）契約業者登録申請の受付について」中、「6. 建設業者の皆様に重要なお知らせ（1）筑西市発注の建設工事における社会保険等未加入対策の実施について」をご覧ください。</p>
② 一般（指名）競争入札参加資格審査申請書	◎	◎	◎	<p>指定様式（様式第1号）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・代表者印は本社実印としてください。</li> <li>・<u>物品・役務／物品は物品取扱品目（別紙1）、役務は役務取扱業務（別紙2）を添付してください。</u></li> </ul>
③ 建設業許可証明書又は許可通知、登録証明書等の写し	◎	◎	◎	<ul style="list-style-type: none"> <li>・法定等により認可又は許可が必要な業種については、添付してください。</li> <li>・登録する営業所が本店以外の場合、登録する営業所の許可区分がわかるものを添付してください。</li> </ul>
④ 経営規模等評価結果通知書 総合評定値通知書の写し (経営事項審査)	◎			<ul style="list-style-type: none"> <li>・この通知を受けていない方は申請できません。</li> </ul> <p>※建設業許可が茨城県知事の場合は、茨城県土木部監理課（029-301-1111）までお問い合わせください。</p>
⑤ 経営規模等総括表		◎	◎	指定様式

申 請 項 目		申 請 業 種			記 入 事 項	
		建 設 工 事	建設 ト 業 務 コンサルタント	物 品 ・ 役 務		
⑥	営業所等一覧表	◎	◎	◎	指定様式（様式第2号）、任意様式でも可。 ・営業所等に委任がある場合は、所轄営業所に赤色のアンダーラインを引いてください。 ・本店のみの場合は、営業所等名称欄に「本店」と記入してください。	
⑦	使用印鑑届	◎	◎	◎	指定様式 ・使用印は、契約書や請求書等に使用する印鑑を押印してください。 ・使用印は、代表者印（社印は不可）又は委任状の受任者印（委任を受けている場合）としてください。 ・実印は、代表者実印（社印は不可）を押印してください。 ※印鑑証明の提出は不要です。	
⑧	委任状（受任者がある場合）	◎	◎	◎	指定様式 ・受任者がある場合は提出してください。 ・代表者実印及び受任者印を忘れずに押印してください。	
⑨	納税証明書（完納）（写し可）	◎	◎	◎	・下記（※1）を参照してください。	
⑩	工事経歴書	◎	◎	/	任意様式 ・直近決算時まで②1年分を提出してください。	
⑪	財務諸表（決算書）	/	◎	◎	・直近決算時までの1年分を提出してください。 ・個人事業者は、確定申告の写しを提出してください。	
⑫	商業登記簿謄本（履歴事項全部証明書又は現在事項全部証明書）の写し	◎	◎	◎	・謄本の証明の日は、令和7年11月1日以降のものを提出して下さい。 ・個人事業者は、代表者身分証明書（原本に限る。）を提出してください。 ※代表者身分証明書は本籍地の市町村役場で発行できます。筑西市の場合は、市民課（0296-24-2101）までお問い合わせください。	
⑬	組合員名簿	◎	◎	◎	任意様式 ・協同組合等で構成されている法人事業者の場合は提出してください。	
⑭	返信用封筒（郵送者のみ）	◎	◎	◎	・『長3』封筒に <u>110円切手</u> を貼付し、返信先の宛名を記載してください。 ※受付票を送付するため必ず同封してください。	

## ※1

- ・納税証明書の種類等は次のとおりです。  
申請を希望する本店又は営業所等の所在地によって証明書の種類（市税・県税・国税）が変わりますので、ご注意ください。
- ・市税の納税証明書は、証明日において全ての市税に未納がないこと（完納）を確認できるものとします。※窓口で証明書を取得する際には、『完納証明書』を申請してください
- ・証明書の有効期限は、一般（指名）競争入札参加資格審査申請書の申請日以前3か月以内のものとします。

区分			本店の所在地区分 (委任なしの場合)			営業所の所在地区分 (委任ありの場合)			備考
			筑西市内	茨城県内	茨城県外	筑西市内	茨城県内	茨城県外	
証明書の種類及び発行場所	市税 (すべての市税等)	筑西市	○	—	—	○	—	—	<p><b>様式</b> 市指定の様式（税務証明書交付申請書）</p> <p><b>発行場所</b> 筑西市役所本庁舎2階 収税課又は各支所 (関城・明野・協和)</p>
	県税 (県民・事業税等)	茨城県	○	○	—	○	○	—	<p><b>様式</b> 茨城県の様式 未納がないことの証明等 (様式40号の4(ア))</p> <p><b>発行場所</b> 県内の県税事務所  筑西市最寄り (筑西合同庁舎1階)</p>
	国税 (消費税等)	管轄する 税務署	○	○	○	○	○	○	<p><b>様式</b> 国税庁の様式 法人はその3の3 個人事業者はその3の2</p> <p><b>発行場所</b> 本店の所在地を所管する 税務署</p>

- ・課税がない場合（非課税団体や会社設立初年度など）は、その証明書を提出してください。（各証明書窓口で申請してください。）。